⑹　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
⑺　本工事に係る申請書及び資料の提出にあたって、ＶＥ提案により施工しようとする場合は、その内容を示したＶＥ提案書を提出すること。ただし、ＶＥ提案が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加ができる。
　また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は入札説明書参照。）。
⑻　専任の監理技術者の配置を義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は入札説明書参照。）。
⑼　手続における交渉の有無　無。
⑽　契約書作成の要否　要。
⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑿　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
⒀　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒁　競争参加資格の確認の通知において、ＶＥ提案により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
⒂　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒃　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒄　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⒅　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Osamu Shimoyasu Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Kenou Expressway Okegawa area improvement.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 22 September 2011.
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 16 November 2011 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 16 November 2011).
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

○第２号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　357号お台場中央連絡橋工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　東京都江東区青海１丁目地先
⑷　工事内容
　設計概要
　　連絡橋設置工　１式
　　・連絡橋下部工　１式
　　・連絡橋上部工（エレベーター塔屋接続部を含む）１式
　　・付属施設工　１式
　　エレベーター塔屋工　１式
　　エレベーター設置工　１式
　　附帯工　１式
　施工概要
　　連絡橋設置工　１式
　　・連絡橋下部工　１式
　　・連絡橋上部工（エレベーター塔屋接続部を含む）１式
　　・付属施設工　１式
　　エレベーター塔屋工　１式
　　エレベーター設置工　１式
　　附帯工　１式
⑸　工期　契約締結の翌日から平成25年11月30日まで。
⑹　本工事は、入札時に技術提案として「現場施工期間の短縮」、「維持管理の容易性を踏まえた本体構造の工夫」及び「施工時の安全性を確保した施工計画」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する技術提案型（総合評価落札方式（高度技術提案型（Ⅱ型））の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑺　本工事は、入札時に総合的なコスト、工事目的物の性能・機能・社会的要請及び施工上配慮すべき事項に関する技術提案を受け付け価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、入札前に高度な技術提案とそれに要する費用の見積をヒアリング・審査することにより、品質と価格に優れた調達を目指す高度技術提案型（Ⅱ型）を適用した工事である。
⑻　本工事は、⑹、⑺の技術提案の審査において、提案についての改善を求め、又は提案を改善する機会を与える。また、提案を実施するために必要な設計数量の提出を求め、単価表等の見積が必要な場合には技術対話において見積の提出を求め、予定価格を定めることがある高度技術提案型（Ⅱ型）総合評価落札方式の工事である。
⑼　本工事は、技術提案に基づいた設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事である。
⑽～⑿、⒁、⒆～㉑　第１号１⑻～⑾、⒃、⒅、⒆に同じ
⒀　本工事は、競争参加資格確認資料の作成にあたり設計業務成果の電子データを貸与する試行工事である。なお、電子データの貸与の対象者は本工事の入札参加希望者であり入札説明書を入手した者とする。（電子データの貸与方法等の詳細は入札説明書による。）
⒂　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、６⑹で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。
⒃　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は川崎国道事務所のホームページにより公表する。
⒄　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⒅　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
　本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、詳細設計完了後の変更契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（関東地方整備局ホームページ http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000041.html）に基づき行うものとする。総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。